

## 瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク等の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク及び「いいもんせともん」キャラッターコピー（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用の承認申請)

第2条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者は、瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に必要な書類を添付して、瀬戸市長（以下「市長」という。）に提出し、使用開始日までに使用の承認を受けなければならない。

### (使用の承認基準)

第3条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者が瀬戸市民、瀬戸市に拠点のある企業、団体等又は瀬戸市の魅力情報発信につながる活動等をしようとする者で、瀬戸市プロモーションの推進に係る活動をするときは、ロゴマーク等の使用承認申請ができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用が承認されないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認めるとき。
- (3) 瀬戸市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

### (使用の承認)

第4条 市長は、承認申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、その使用の目的が適当であると認めるときは、ロゴマーク等の使用の承認を決定し、瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によるロゴマーク等の使用の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

### (申請の省略)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申請を省略することができる。ただし、事前に担当部署との協議を必要とする。

- (1) 瀬戸市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報のために使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

### (使用の方法)

第6条 ロゴマーク等の使用に係る方法、制限その他必要な事項は、市長が別に定めるものとし、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

2 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

### (是正の措置)

第7条 市長は、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。

- (2) 承認の条件に違反したとき。
  - (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- 2 前項に該当すると認められた場合、瀬戸市は、次の措置を講じができるものとする。
- (1) ロゴマーク等を使用した制作物等の回収・廃棄
  - (2) 条件に反した行為をした者の公表
  - (3) 訴訟
- (雑則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 附 則
- この要綱は、平成30年7月13日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 附 則
- この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、令和6年12月9日から施行する。
  - 2 (経過措置)
- この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。